

諮問庁：独立行政法人海技教育機構

諮問日：平成28年6月29日（平成28年（独情）諮問第53号）

答申日：平成28年10月19日（平成28年度（独情）答申第43号）

事件名：海技大学校給食業務委託契約の履行に係る原価見積書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書4（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、独立行政法人海技教育機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年5月26日付け海総第27号の2による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 不開示にされた部分とその理由の記載について、数量及び金額について、事業を営む個人の事業に関する情報であるというが、これまでの話では業者に発注しているということであり、個人という言い方ではなく、法人に発注しているという言い方であったことや、続いて「受託業者」や「代表者印」という言葉が使われていることから、個人ではないことをうかがわせる記述がなされているところ、各表の数量及び金額が開示できない根拠として個人事業であるからというのは、根拠とはならないように見受けられ、そうすると根拠のない違法な不開示処分ということになる。
- (2) 受託業者の社印と代表者印の印影は、いずれも公にすると悪用されるというが、食材及び食事等の提供をしているだけの者にすぎず、秘匿されている印鑑かはかなり疑わしく、そうすると根拠のない違法な非開示処分ということになる。
- (3) 写しの送付を希望する場合の郵送料（見込み額）については、記載事項であるにもかかわらず、何ら記載がなされていない状況にある。

(4) 開示決定通知書に独法の総務課として記載された担当の電話番号が実際には使われておらず、間違い電話となる番号であった。

以上、反論します。処分庁の業務は極めて杜撰で、開示請求者を尊重する態度に欠けており、疑問がたえない。

よって、処分を取り消すよう求め、申し立てます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者が、平成27年6月29日付けで行った開示請求に対し、処分庁が行った処分を不服として異議を申し立てたため、処分庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問し、当該諮問に対する答申（平成28年度（独情）答申第1号）に基づいて、処分庁が平成28年5月26日に改めて一部開示決定した処分（原処分）に対して処分の取消しを求めて提起されたものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において、法5条2号イに係る部分を不開示として部分開示したものであり、原処分を維持することが妥当であると判断し、諮問するものである。

3 理由

本件対象文書は、当機構の海技大学の学生寮における給食業務を受託している業者（以下「受託事業者」という。）から契約書に基づいて海技大学に報告されたものである。そのため、開示する情報を決定するに当たり、当該法人文書は法14条1項に定める第三者に関する情報に該当するものとして、受託事業者に対して任意の意見照会を行ったところ、当該法人文書が開示され、他の競争業者に洩れると将来的に入札等があった場合に不利益が生じるため、開示には反対との意見が提出された。

開示・不開示の検討に当たっては、この反対意見も考慮したうえで、各情報について検討したところ、開示する各法人文書中、各表の数量及び金額（公になっている販売価格を除く。）に関しては、事業を営む個人である受託事業者の当該事業に関する内部管理に関する情報であり、契約に基づいて海技大学に報告されるものの、外部に対して公表することを予定しておらず、開示することで受託事業者の事業活動が損なわれるおそれがあることから、法5条2号イに該当するものと判断した。また、受託業者の社印及び代表者印の印影については、当該法人が真意に基づいて作成した真正な文書であることを示す機能を有しており、そのような印影を公にすれば、これを偽造され悪用されるなどして、当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するものと判断した。

よって、これらの部分を不開示とし、その余は開示することとして、一部開示の原処分を行ったものである。なお、原処分に当たっては、受託事業者に上述の内容で一部開示決定することを事前に了解を得ているところ。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年6月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月20日 審議
- ④ 同年9月12日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年10月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書1ないし文書4（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、別表の「2 本件不開示部分」欄に掲げる不開示部分1ないし不開示部分6（以下、併せて「本件不開示部分」という。）を法5条2号イにより不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は海技大学校と受託事業者である特定会社との間で締結した給食業務委託契約の履行を確認するため特定会社から提出を受けた文書であり、文書1については朝食、昼食及び夕食の「材料費（単価、数量及び金額）」、「労務費」、「経費」並びに「消費税」の各欄が、文書2については朝食、昼食及び夕食の「数量」及び「金額」の各欄並びに「合計金額」欄が、文書3については借方の「原価」、「経費」、「損益」及び「合計」の各欄並びに貸方の「売上」及び「合計」の各欄が、文書4については借方の「売上原価」、「経費」、「損益」及び「合計」の各欄並びに貸方の「売上」及び「合計」の各欄が、それぞれ不開示とされていることが認められる。

また、文書2及び文書3については、受託事業者である特定会社の社印及び代表者印についても不開示とされていることが認められる。

- (2) 不開示部分1，不開示部分2，不開示部分4及び不開示部分6について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して当該部分を不開示とし

た理由等について改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

(ア) 不開示部分 1，不開示部分 2，不開示部分 4 及び不開示部分 6 には、公になっている数量や販売価格を除いた原価等の金額が記載されており、これらは受託事業者である特定会社の内部管理情報であって、契約に基づいて海技大学校に報告されているものの、外部に対して公表することは予定しておらず、開示することで特定会社の事業活動が損なわれるおそれがある。

(イ) また、本件対象文書は第三者である特定会社に関する情報であるため、法 14 条 1 項に基づき、原処分先立って特定会社に対する第三者意見照会を行ったところ、同会社から、「本件対象文書が開示され、当該情報が他の競業他社に洩れると、将来、入札や随意契約の見直しがあつた場合に不利益が生じることになり、開示には反対する」旨の意見書が提出された。

(ウ) したがって、不開示部分 1，不開示部分 2，不開示部分 4 及び不開示部分 6 を開示すると、特定会社の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当する。

なお、受託事業者は特定会社であるから、法人開示決定通知書に「事業を営む個人の当該事業に関する情報」と記載したのは誤りであるが、法 5 条 2 号イに該当することには変わりはない。

イ 受託事業者である特定会社に対する意見照会結果を踏まえると、不開示部分 1，不開示部分 2，不開示部分 4 及び不開示部分 6 は特定会社の内部管理情報であって、これを開示すると、特定会社の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする上記諮問庁の説明は、これを否定し難い。

よって、当該部分は法 5 条 2 号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 不開示部分 3 及び不開示部分 5 について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して当該部分を不開示とした理由等について改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

不開示部分 3 及び不開示部分 5 は、受託事業者である特定会社の社印及び代表者印であり、当該法人が真意に基づいて作成した真正な文書であることを示す機能を有しており、そのような印影を公にすれば、これを偽造され悪用されるなどして、当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあることから、法 5 条 2 号イに該当するものと判断した。

イ 当審査会において不開示部分 3 及び不開示部分 5 の印影を確認すると、当該印影は、提出された文書 2 及び文書 3 が真正なものであることを証するものであって、それにふさわしい認証的機能を有するものと認められるから、これらを公にすることにより偽造等に悪用され、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする上記諮問庁の説明は、これを否定し難い。

したがって、当該部分は法 5 条 2 号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 2 号イに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第 5 部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙（本件対象文書）

文書 1 : 原価見積書

文書 2 : 売上月計表

文書 3 : 収支計算表

文書 4 : 損益計算書

別表（本件不開示部分）

1 文書	2 本件不開示部分	
		不開示とした箇所
文書 1	不開示部分 1	朝食，昼食及び夕食の材料費（単価，数量及び金額），労務費，経費並びに消費税の各欄
文書 2	不開示部分 2	朝食，昼食及び夕食の数量及び金額の各欄並びに合計金額欄
	不開示部分 3	受託事業者の社印，代表者印
文書 3	不開示部分 4	借方の原価，経費，損益及び合計の各欄並びに貸方の売上及び合計の各欄
	不開示部分 5	受託事業者の社印，代表者印
文書 4	不開示部分 6	借方の売上原価，経費，損益及び合計の各欄並びに貸方の売上及び合計の各欄